

第1回越前おおの空家等対策協議会

日時：平成30年8月29日（水）

午後3時00分から4時30分まで

場所：結とぴあ 3階 302号室

1 会長あいさつ

2 議事

(1) 平成30年度の取組について

- ・スケジュールについて
- ・市の取組について
- ・国・県等の取組について

事務局より30年度の取組内容を説明

(2) 越前おおの空家等対策計画の改定について

平成28年度に策定した同計画を、機構改革等による担当部署や他制度の計画策定による字句の訂正及び計画が定める空家等の範囲を変更するための改正趣旨と改正案の内容説明。

【意見】

委員 計画では、中心市街地での商業施設における空家等を活用した出店に係る経費の一部を助成するとの記載があるが、村部においても空き家が増えている。村部の地域活性化を考えると、村部でも空き家の利活用に対する姿勢が計画の中に入ると良い。

(3) 特定空家等について

- ・特定空家等の認定について
- ・特定空家等の経過報告について

事務局より認定状況の説明及び経過の報告

3 意見交換

委員 農家集落に移住者が来る場合には、農地を取得したいと望む方もいるが、農地法では農家以外が農地を取得ができなくなっている。全国では、先進的に取り組んでいる自治体があると報道もされているところ。空き家だけでなく土地も含めて取得し、住む方法を充実させていく必要があるのではないかと。

事務局 農地法の下限面積を下げる取組というのは、県内でも、取組事例がある。本市においても、国の流れを受けて農業委員会で協議がもたれており、下限面積の要件緩和に積極的な意見が出ていると聞いている。取組を進めるに当たっては、空き家情報バンクと合わせて考えていく必要があると庁内でも意見が出ているところである。

委員 空き家のブロック塀については建築士会でも金属探知機を使用し、ブロックの表面

から鉄筋が入っているかどうかを調査したりしている。一般住宅でも診断ができるし、空き家の危険度判定もできるのではないか。

会長 空き家の危険性ばかりでなく、住宅においても診断できる方法をご教示いただいた。

4 その他

本年度は2回の協議会を予定している。

5 閉会あいさつ